

鉛作業主任者技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日:平成31年3月30日)

鉛業務(労働安全衛生法施行令別表第四第1号~第10号)に係る作業について、登録教習機関が行う「鉛作業主任者技能講習」を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の法定事項を行わせなければならないこととなっています。

当協会は島根労働局の登録を受けて当該技能講習を実施いたします。

1. 受講資格 受講資格の制限はなし。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年12月6日~7日 8時50分より (受付 8時20分より)	松江市学園一丁目5-35 (一社)島根労働基準協会	80名

※車でご来場の場合、なるべく相乗り等ご配慮ください。

詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますので予めご了承ください。

3. 科目・時間割

	科目	時間割
第一日	オリエンテーション	8:50 ~ 9:00
	健康障害及びその防止に関する知識	9:00 ~ 10:30
	<休憩>	10:30 ~ 10:40
	健康障害及びその防止に関する知識(続き)	10:40 ~ 12:10
	《昼食・休憩》	12:10 ~ 13:00
	関係法令	13:00 ~ 14:00
	<休憩>	14:00 ~ 14:10
	関係法令(続き)	14:10 ~ 15:10
	<休憩>	15:10 ~ 15:20
	関係法令(続き)	15:20 ~ 16:20
第二日	オリエンテーション	8:55 ~ 9:00
	作業環境の改善の方法に関する知識	9:00 ~ 10:30
	<休憩>	10:30 ~ 10:40
	作業環境の改善の方法に関する知識(続き)	10:40 ~ 12:10
	《昼食・休憩》	12:10 ~ 13:00
	保護具に関する知識	13:00 ~ 14:00
	<休憩>	14:00 ~ 14:10
	修了試験	14:10 ~ 15:10

4. 受講料

受講料	11,340円 (本体 10,500円+税)	}	計 13,068円
テキスト代	1,728円 (本体 1,600円+税)		

5. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

＊開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(＊個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

※受講番号
※修了証番号

鉛作業主任者技能講習 受講申込書

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者 氏名			12月6日 7日	松江市
生年月日	昭和・平成 年 月 日			
住所	(郵便番号 ー)			
現在の 勤務先	名称	(TEL ー ー FAX ー ー) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 ー)		
上記のとおり申し込みます。	島根労働基準協会加入の有無		有	無
	受講料等納入方法		月 日 円	
	振込・現金		円	

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。